

5. 社会福祉主事

[社会福祉主事任用資格]

◆社会福祉主事は社会福祉法第19条第1項第1号に基づく任用資格で、厚生労働省告示による指定科目のうち、3科目以上を修めて卒業（3科目以上履修したうえで卒業）した者が、都道府県、市区町村の行政職や福祉職等の公務員試験に合格して、社会福祉関連の事業所に就職した場合、有資格者として次の職名が得られます。

- ① 福祉事務所の社会福祉主事
- ② 各種福祉施設の生活指導員・児童指導員・福祉指導員
- ③ 社会福祉協議会の福祉活動指導員

◆社会福祉主事の資格に関する指定科目（厚生労働省）

科 目				
社会福祉概論	社会保障論	身体障害者福祉論	法学	公衆衛生学
社会福祉事業史	公的扶助論	知的障害者福祉論	民法	医学一般
社会福祉援助技術論	児童福祉論	精神障害者保健福祉論	経済学	リハビリテーション論
社会福祉調査論	家庭福祉論	老人福祉論	社会政策	看護学
社会福祉施設経営論	保育理論	医療社会事業論	心理学	介護概論
社会福祉行政論		地域福祉論	社会学	栄養学
			教育学	家政学

本学開設科目の中で、読み替えによって認められる科目があります。詳細は教学支援センター教育支援課にお問い合わせください。